

緊急事態宣言発令に関して

加盟施設法人様 加盟施設様

2020年4月10日

QLCサポート本部

国難とも言える危険事態が続いている中で、4月7日に緊急事態宣言が発令され、本日、東京都も我々介護事業者に対して、具体的な指針が発表されました。

皆様も御理解されていると思いますが、今回のコロナウイルス感染は直ぐに終息する事は無いと予想されており、その上で、皆様は介護施設を経営、運営する立場に於いて、利用者様、施設で働く職員を守る必要性があります。

QLCサポート本部として

今回の措置にて、社会生活を維持する上で、支援が必要な方々への保護、三つの密を避けた取り組みを講じた上で、必要な施設として事業継続を求められました。

その上で、感染防止対策を強化して、利用者様の為に出来る限り安全面を重視した運営を行います。利用者様に対してはADL、IADLの支援を主体としつつ、心理的、社会的な支援が大切です。しかし施設も職員不足、利用者様の施設への欠席や自宅待機などで、今の施設に見合った運営に切り替える必要性があります。施設では検討して行く事が多々あり、変化に対応出来る運営をして行く事が大切です。

また、欠席者、自宅待機にて利用を控える方へのサポートとして、CMとの連携が不可欠になる為、利用者様への日々の電話対応、訪問対応の実施に関しても、利用者様のCMとの打ち合わせが必須となります。また、近隣の施設が休止、廃業する事も想定されますので、行き場の無い利用者様の受け入れも視野に入れ、活動してまいります。

今後もQLCサポート本部は、出来る限り介護を止めない様に、LETS倶楽部、ブリッジライフの全ての施設利用者様、各施設の職員様、弊社職員も含め、生命を第一優先で考え、この難局に向きあって参ります。

以上

*常に詳しい情報は、厚生労働省老健局の介護保険最新情報が更新されていますので、ご確認の上、各都道府県に対して詳細をご確認して頂き、対応をお願い致します。